

第 2 1 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
3. 閉会の年月日 令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (月) 午後 1 時 4 8 分

4. 出席委員 (1 3 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (3 人)

- 2 番 成田春光
6 番 菊池俊輔
1 6 番 川村博行

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
第 2 参与及び書記の任命
第 3 議案第 7 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第 7 7 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第 7 8 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
報告第 4 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 鈴 木 秀 樹	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	---------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 3 0 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 3 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第 2 1 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
1 2 番瓜田良一委員と、1 3 番貴田徳正委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤
局長、鈴木次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

議 長 それでは議案の審議に入りますが、議案第 7 6 号から議案第 7 8 号まで一括議題とし、順次審議に
入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に議案第 7 6 号に関する、農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
1 1 番秋庭礼子委員。

秋庭委員

はい、1 1 番秋庭です。それでは、報告いたします。
去る 1 1 月 7 日、貴田委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第 3 条申請は、所有権移転が 2 件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第 3 条第 2 項 6 号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議 長

それでは、議案第 7 6 号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第 7 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は 2 件です。No. 1、No. 2 について説明いたします。令和 5 年 1 0 月 1 7 日に行われた、鶴田町あつせん会議で成立した売買申請が 1 件、贈与が 1 件です。
農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第 7 7 号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第 7 7 号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 3 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第 7 8 号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第 7 8 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 2 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。
以上です。

議 長	ただいまの説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第 7 6 号から議案第 7 8 号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。 【全員挙手】
議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第 4 9 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 4 9 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第 2 1 条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No. 1 から No. 6 については、相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。 暫時休憩します。(午後 1 時 3 8 分) 【暫時休憩】
議 長	再会します。(午後 1 時 4 8 分)
議 長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第 2 1 回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 1 時 4 8 分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____